

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の定めにより、指定公共機関はその業務遂行にあたり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し内閣総理大臣に報告するとともに、要旨の公表を求められています。

指定公共機関であるオーシャン東九フェリー（オーシャントランス株式会社）においても「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を定めており、その要旨は以下のとおりです。

オーシャン東九フェリー

新型インフルエンザ等対策業務計画（要旨）

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（1）新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・国民の生命及び健康の保護、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう特措法及び感染症法その他の法律に従い、旅客および貨物の運送を実施する。
- ・国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合、適切に実施できる体制を確保する。
- ・当社が定める人員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施できる体制を確保する。

（2）感染対策の検討・実施

マスク着用等の感染拡大防止の徹底を利用者に呼びかけると共に、社内に消毒用エタノール等を備蓄する。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策業務への対応等について協議するため、当社非常対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

（2）情報収集・共有体制

平時より、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について国等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる国土交通省海事局内航課、日本長距離フェリー協会と発生時における連携等について協議する。。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・ 平時から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮する。

(2) 計画の見直し

- ・ 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。
- ・ 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

以上